吹奏楽愛好会アンサンブルソノリテ規約

である。我々は美しい管楽器の響きと、聴衆と感動を共有する音楽を理想とし、自らの向上心によっ てその技術と音楽性を磨き、音楽活動を通して地域社会の文化発展に貢献することを目的とする。 吹奏楽愛好会アンサンブルソノリテは、吹奏楽を愛好する仲間によって構成される吹奏楽愛好団体 この規約はこの理想に基づき、我々はこれに反する一切の規約、拘束を排除する。

平成十年十一月一日

指	ラ	涉	会	庶	総	副	副	会
揮	ライブラリアン	外	計	務	務	副会長	副会長	長
渡	高	佐々	岩	懸	菊	小	鈴	小
辺	角	木	舘	田	池	野	木	松
恭	博	浩	友紀子	雪	広	奈緒子		
弘	貴	<u> </u>	祀 子	枝	毅	稍 子	聡	功

第一章 活動

第一条【全員参加の原則】

活動は全員参加を原則とする。

第二条【活動日】

練習は原則として毎週日曜日の午後六時から午後十時迄とする

第三条【活動内容】

本会の具体的活動内容は幹部会によって企画、実行される。

第二章 入会、休会、退会、出欠

第四条【会員の要件】

吹奏楽愛好会アンサンブルソノリテ会員たる要件は次に定めるところによる。

- 本規約の遵守と活動への積極的参加を制約できる高校生以上の者
- 一 高校生で本会への入会の同意を親権者より得た者。

第五条【高校生の入会に関する要件】

高校生の入会に際し幹部は次の事項を厳守すること。

- 活動内容は常に親権者に対して明確にさせること。
- 二 学校行事、家庭行事を優先させること。
- 三 高校生としての行動の範疇を越す行為をさせないこと。
- 四 当会本来の活動趣旨から逸脱する行為をさせないこと。
- きる。 親権者は本条の要件を満たしていないと判断した場合、 当会の活動への参加を禁ずることがで

第六条【休会】

- 連続して三ヶ月以上会の活動に参加することが出来ない場合、休会することができる。
- 一休会期間中の会費は免除される。

第七条【退会】

- 一 会の活動に参加できない場合、退会することができる。
- 幹部会は連続して一年以上休会している会員を退会にすることができる。

第八条【出欠、無断欠席の禁止】

リーダーに連絡すること。 会員の無断欠席を禁ずる。 欠席する場合、やむを得ない場合を除いて事前に幹部もしくはパート

第九条【懲罰】

幹部会は次の対象になる会員を退会にすることができる。

し幹部会はこの処分を極力回避するよう努力しなければならない。

- 一三ヶ月以上にわたって無断欠席をした者。
- 二 本規約を遵守する意志のない者。
- 三本会の品位を著しく汚す行為をした者。

四 本会の秩序を故意に、或いは無闇に乱す行為をした者。

第一〇条【手続き】

- 一入会、休会、退会の手続きは書面を以って執り行う。
- のある場合を除いて、会長が行うものとする。 休会、退会の手続きは口頭によるものを認める。 但し、 この手続きは、 この規約に特別の定め

第三章 総会

第一一条【総会の地位、規約制定】

総会は会の最高機関であって、会の唯一の規約制定機関である

第一二条【定期総会】

幹部会は毎年一回一定の時期に定期総会を招集することを要する。

第一三条【臨時総会】

幹部会は臨時総会の招集を決定することができる。会員の四分の一以上の要求が在れば、幹部会は、

その招集を決定しなければならない。

第一四条【定足数、表決】

- を開き議決することができない。 総会は休会者及び会費の免除対象者を除き、委任を含む三分の二以上の出席がなければ、 議事
- 二 議事はこの規約に特別の定めのある場合を除いては、 数の場合には議長の決するところとなる。 出席会員の過半数でこれを決し、 可否同

第一五条【議長】

議長は副会長一名がこれを努め、 議長の議事進行以外の発言はこれを控える。

第一六条【総会議事】

総会は次の事項を審議する。

- 一会計報告
- |一運営報告
- 三 会長指名

四 その他

第一七条【総会の出欠】

総会は原則として欠席できない。 但しやむを得ない事情により欠席する場合は開催日前日までに幹

部に委任状を提出すること。但し会長、 議長が欠席した場合、 議事を開くことができない。

第四章 幹部会及び係

第一八条【運営】

運営は幹部会が行う。

第一九条【組織】

幹部会は代表たる会長及びその他の幹部によってこれを組織する。 任期は一年とし、 再任を妨げな

第二〇条【責任】

幹部会は、運営について総会に対して連帯して責任を負う。

第二一条【会長の指名】

これを行う。 会長は、会員の中から総会の議決で、 これを指名する。 この指名は、 他の全ての案件に先立って、

第二二条【幹部の任免】

- 一会長は幹部を任命する。
- 二 幹部会は任意に幹部を罷免することができる。

第二三条【幹部会不信任決議の効果】

幹部会は総会で不信任決議を可決したときは、直ちに解散しなければならない。

第二四条【会長の欠缺】

会長が欠けた場合、幹部会は解散しなければならない。

第二五条【解散後の幹部会】

前二条の場合には、幹部会は新たに会長が指名されるまで引き続きその責務を行う。

第二六条【会長の責務】

会長は、幹部会を代表して議案を総会に提出し、運営について総会に報告し、 並びに幹部を指揮監

督する。

第二七条【幹部会の責務】

幹部会は、次の事務を行う。

- 規約を誠実に執行し、会の運営を行うこと。
- 一 他団体との関係について処理すること。
- 三 会計報告及び運営報告を総会に提出すること。

第二八条【係】

幹部会は、運営に際し必要と思われる係を次に従い設置することができる。

- 係は幹部の指名と本人の合意による。
- 係配分をされた会員は担当幹部の指示に従い、 会の運営を補佐し、 運営の円滑化を図る義務を

有する。

三会の運営を補佐する係に関し必要な事項は別に定める。

第五章 会計

第二九条【会費】

本会の運営にあたり、次に定める会費を徴収する。 毎月末日までに、 幹部会計に納入する。

- 一会費は毎月二千五百円とする。
- 二新入会員は入会月の翌月分から徴収する。
- 三会費減額の対象者の会費は毎月千円とする。

第二九条の二【会費免除の対象】

会費の支払いを免除する対象者は、次に定める者とする。

- 一 高等学校に通い扶養家族となっている者
- 二 県外から参加している者
- 三 遠方から参加している会員で、幹部会が認めた者

第二九条の三【会費減額の対象】

大学、各種学校に通い扶養家族となっている者は会費を減額する。

第三〇条【臨時徴収】

幹部会は次の規定に基づき会費の臨時徴収を行うことができる。

- 臨時徴収は可能な限り避け、 やむを得ず行う場合は可能な限り安価に設定すること。
- 一 目的不明な臨時徴収は行わない。
- 会費減免の対象者からの臨時徴収の行使については幹部会が決定する。

第三一条【会計処理】

幹部会は会計を処理する権限を有する。

第三二条【会計報告】

幹部会は会員に対し定期的に会の会計状況について報告し、 その承認を得なければならない。

第三三条【会計年度】

本会の会計年度は四月一日から翌年の三月末日までとする。

第六章 パートリーダー

第三四条 【パートリーダーの 責務】

パートリーダーは幹部会の下、運営、 練習においてパートを指揮、 監督する。

第三五条【パートリーダーの選出】

パートリーダーは各パートより一名、幹部会の指名と本人の合意により就任し、任期は一年とする。 再任は妨げない。

第三六条【パートリーダーの辞任】

場合幹部会は直ちに後任を選出すること。 -トリーダーが辞任する場合、 本人の申請と幹部会の承認によりこれを行うことができる。 この

第七章 選曲

第三七条【選曲方法】

選曲される。選曲は会の能力を考慮して行い、会員に負担をかけぬよう迅速に選曲すること。 演奏曲目は正指揮者及び副指揮者、音楽担当幹部、 パートリー -ダーで審議し、 幹部会の承認を経て

第八章 改正

第三八条【改正の手続き】

ならない。 この規約の改正は幹部の三分の二以上の賛成により発議し、会員に提案してその承認を得なければ

第三九条【施行】

新たに制定された規約は総会の承認を得た次の月から施行される。

第九章 雑則

第四○条【正装】会の行事における会員の着衣を次の通り定める。

- ーサークル正装
- 二 ステージ正装
- 三前二項の施行細則は、幹部会の議決を経て定める。

付則 (平成一〇・一一・一)

一この規約は平成十年十一月一日から施行する。

付則(平成一二・三・一九)

- 平成一二年四月一日より第一〇条【手続き】を改正する。
- 平成一二年四月一日より第一二条【定期総会】を改正する。

- 一二年四月一日より第一四条【定足数、表決】を改正する。
- 四 平成一二年四月一日より第二九条【会費】を改正する。
- 五. 平成一二年四月一日より第二九条の二【会費免除の対象】を施行する。
- 六 平成一二年四月一 日より第三〇条【臨時徴収】を改正する。
- 七 平成一二年四月一日より第六章パートリーダーをコンサートマスター、 マスター、パートリーダーに改正する。 アシスタント コンサー
- 平成一二年四月一日より第三七条【選曲方法】を改正する。
- リーダーをセクションリーダー・パートリーダーに改正する。 平成一四年四月一日より第六章コンサートマスター、 アシスタント ・コンサ マスター、

付則(平成一七・三・二七)

- 平成一四年四月一日より第三七条【選曲方法】を改正する。
- 一 平成一七年四月一日より第二条【活動日】 を改正する。
- 一二 平成一七年四月一日より第三四条【セクションリーダー、 の責務】

付 則(平成一八・二・二六)

- \equiv 平成一八年三月一日より第一二条 【定期総会】を改正する
- 平成一八年三月一日より第一四条 【定足数・表決】を改正する。
- <u>一</u> 五 平成一八年三月一日より第三三条 【会計年度】を改正する。

付 則(平成二〇・三・二)

- 六 平成二〇年四月一日より第二九条【会費】を改正する。
- 平成二〇年四月一日より第二九条の三【会費免除の対象】 を改正する。
- 平成二〇年四月一日より第二九条の三【会費減免の対象】 を施行する。

付 則(平成二・三・二)

平成二一年四月一日より第二九条【会費】を改正する。

付 則(平成三・二・一四)

- 二〇 平成二二年三月一日より第六条【休会】を改正する。
- 二 平成二二年三月一日より第七条【退会】を改正する。
- 平成二二年三月一日より第二四条【セクションリーダー、 の責務】 を改正す

る。

- 二三 平成二二年三月一日より第三七条【選曲方法】を改正する。
- 平成二二年三月一日より第九章雑則第四〇条【正装】を施行する。

付則(平成二七・二・二二)

二五 平成二七年二月二一日より第三三条【会計年度】を改正する。

付 則(平成二八・五・八)

二六 平成二八年五月八日より第二九条の二【会費免除の対象】を改正する。

付 則(令和三・五・二)

- 二七 令和三年六月一日より第二条【活動日】を改正する。
- 一八 令和三年六月一日より第二四条【会長の決缺】を改正する。
- 二九 令和三年六月一日より第二八条【係】を改正する。
- 三〇 令和三年六月一日より第二九条【会費】を改正する。
- 三一 令和三年六月一日より第六章セクションリーダー、パー

三二 令和三年六月一日より第三七条【選曲方法】を改正する。